

万防時報

2010年2月1日 臨時号

万防機構 平成21年度臨時総会 記念講演

万引撲滅と犯罪の起きにくい社会の実現

講師：警察庁 生活安全局長 樋口 建史 様

平成22年1月25日に東京厚生年金会館において、開催されたNPO法人全国万引犯罪防止機構の平成21年度臨時総会に於いて、去る1月18日に警視庁副総監より警察庁生活安全局長に転出された樋口建史様に、首記演題で講演を頂きました。その内容を広く皆様にお伝えしようと考えて、万防時報 臨時号として制作しました。

講師 ご略歴

警察庁刑事企画課長、国際第一課長、薬物対策課長等を歴任された。

北海道警察本部長にご就任

平成18年11月23日：

安全・安心まちづくりシンポジウム開催～犯罪を起さない、起こさせない社会環境を目指して～

基調講演：万防機構 河上理事長

「近年の犯罪情勢と万引防止対策」

平成19年3月19日：

北海道万引防止ウィーブネットワーク設立

警視庁警務部長から警視庁副総監にご就任

平成21年4月から首都東京の万引撲滅に向けて指揮

平成22年1月18日より現職



警察庁生活安全局長 樋口建史様

国人犯罪対策、振り込め詐欺対策、ひったくり対策、通勤通学の電車内におけるちかん対策など、この10年を振り返りますと、いろいろな犯罪対策に明け暮れてきたも

のですから、そういった体験を交えながら、何が重要なのか、何が問題の本質なのか、何が問題解決のポイントなのか、といったことにつきまして、できるだけ具体的にご説明申し上げたいと存じます。どうぞ、寛容なお気持ちでお聞きいただければ幸いです。

◎それでは、まず、最初に、大きな変動がございました過去10数年間ほどの犯罪情勢を、ザッと振り返ってみたいと思います。

戦後の混乱期を別にいたしますと、犯罪の発生件数は、およそ40年間の長きにわたって、なだらかに増えたり減ったりの波はありましたけれども、比較的安定しておりました。これが、昭和の最後あたりから、ジワジワと増加の兆しが見え始めまして、ついに、平成8年からは犯罪がまさに急増いたしました。8年から14年まで、実に7年連続で、刑法犯の認知件数が、戦後最悪を更新し続けたところでございます。それまで、安心して切っていた国民の関心が一気に高まりまして、政府を挙げて、「何とかしなければならぬ」ということになった訳であります。(因みに、ピークの平成14年の285万件は、昭和21年に犯罪統計を取り始めまして以来の最悪の記録でございました。)

◎この犯罪急増の背後には、一体、何があったのか、何が起きていたのかということでもありますけれども、犯罪の量と質の両面で、大きな変化が起きていたのであります。

・まず、「犯罪の量の変化」について申し上げますと、大幅に増加いたしましたのは、重要犯罪や常習者による侵入窃盗などの(いわばプロによる)犯罪も増加いたしましたけれども、顕著だったのは、自転車盗やオートバイ盗、車上狙いや部品狙い、自販機荒しに万引きやひったくり、いずれも、比較的単純な手口の窃盗の増加でございました。つまり、犯罪の大幅な量的増加をもたらしたのは必ずしも、犯罪のプロではなくて、いわば普通の

1 序論

◎今日、お話をさせていただきますのは、「万引撲滅と犯罪の起きにくい社会の実現」ということでございますけれども、それが、時宜に叶ったテーマであることを、是非ご理解いただくために、まず最初に、(大きな変動がございました)過去10数年間ほどの犯罪情勢を、ザッと振り返ってみたいと思います。その後で、「犯罪の起きにくい社会を実現するための、今後の対策の方向性」について、申し上げたいと存じます。その中身は、2つございまして、1つは、「犯罪を抑止するための対策」について、もう1つは、「起きてしまった犯罪を迅速的確に検挙解決するための、いわば捜査環境の整備」についてでございます。上手くご説明できるかどうか自信はございませんけれども、私自身、政府の行動計画の策定にも深く関与しておりますし、万引き対策をはじめ、来日外

人達であったものと思われます。さらに、不正確を承知で申し上げますと、その背後には、社会の規範意識の低下があったのではないかと、とも思われるところでございます。それはともかくといたしまして、窃盗以外にも、ジワッと増えてきたのが、詐欺でございました。詐欺につきましては、平成15年頃からは、振り込め詐欺が猛威を奮い始めまして、未だに、収まりやらぬ状況にあることはご存知のとおりでありますけれども、こういった、市民生活に身近な犯罪が急増いたしましたして、不安が高まった訳であります。

次に、「犯罪の質」の面でも、過去10数年の間に、大きな変化がございました。最近はあまり聞かなくなりましたが、ピッキング盗や緊縛強盗、そして暗証番号やパスワードを不正に入手して行うID犯罪など、従来考えられなかったような形態の犯罪が、次々と出現いたしました。また、それまでは、流石に、そこまではやっちゃいけないといった、何か抑制のようなものが“犯罪の世界”にも働いていたと思うのでありますけれども、(例えば、昔ながらの職業的な泥棒であれば、戸締まりしていれば、こじ開けたり、たたき壊したりまでして侵入することはありませんでしたし、忍び込んだ家に家人戻ってくれば、踵を返して逃げたものであります。外国人の緊縛強盗の場合には、鍵が掛かっているが、強引に入り込み、あらかた物色が終わりますと、冷蔵庫のビールを飲みながら家人の帰りを待ち、今度は、帰ってきた家人の所持金からカードまで全部巻き上げて、暗証番号も吐かせて、口座のカネまでそっくりいただいてしまう、といった手口でございまして、) 犯罪目的のためなら、とことんやる、何でもありの状況になってしまったのであります。

一方、市民の側も、それまでは、普通の用心をして暮らしていれば、(危険なところに足を踏み入れたりしさえしなければ、) ほとんど、犯罪に巻き込まれることなどなかったのであります。特に、油断も隙もなかったはずなのに犯罪の被害に遭うようになったということで、大きな不安が社会に広がったのであります。その切っ掛けの一つは、来日外国人犯罪でございまして、これもまた、犯罪の国際化の一面でございました。本当の犯罪のプロの手に掛ければ、カードのスキミングは訳ないことでありまして、たった4桁の暗証番号など、難なく突破されたということであります。(ある日気が付きますと、口座から預金がそっくりなくなっていて、驚愕する訳ですね。) 長年安全だと信じて疑わなかった、我々の身の回りの便利なシステムが、実は、プロの犯罪者の目から見れば、隙だらけの甘いシステムだったということでありまして、社会の衝撃は大きかったのであります。利便性の高い現代社会の盲点を衝いた“新たな犯罪の出現”でもございました。

2 今後の犯罪対策の方向性

◎さて、それでは、次に、その後どのような犯罪対策が講じられてきたのかについて申し上げたいと存じますが、それは、まず、何はともあれ、犯罪の総量を抑制しなければならぬということでありました。そして、それと同時に、我々の社会から、できる限り隙をなくし、犯罪者に付け入られないようにすること、脇を締めガードを強くすることでありました。そのためには、従来の「犯罪の取締り」と「防犯活動」という2本柱の枠組みを超えて、いわば社会総ぐるみの“総合的な対策”が必

要であるとされたのであります。

◎そういった認識の下に、平成15年9月、政府は、(これは実に画期的なことでありましたけれども、) すべての閣僚をメンバーとする「犯罪対策閣僚会議」を設置いたしましたして、同年12月には、世界一安全な国・日本を取り戻そうではないかということで、「犯罪に強い社会実現のための行動計画(5ヶ年計画)」を策定いたしました。この行動計画は、治安を横串にいたしまして“社会づくり”をするということでもございましたから、ほぼすべての行政分野にわたり、140項目を超える幅広い施策が盛り込まれたのであります。平成20年末で、最初の5ヶ年計画が終わりまして、昨年からは、第2次の行動計画に入っているところでございます。

◎そういった取組みの結果、昨年まで7年連続で、刑法犯の認知件数が減少し、着実に成果が表れてきているところでございます。

◎しかしながら、7年連続で犯罪が減少してきたとは申しましても、昨年の刑法犯の認知件数は170万件でございまして、これは、昭和の安定期と比べますと、未だ、1.2倍の水準にございます。また、国民の治安に対する不安感(体感治安)の方は、高止まりしておりまして、芳しくありません。ちょっと古くなりますけれども、東京都の調査結果を見ましても、自ら犯罪被害に遭う不安を感じている人が、未だ90%近くを占めております。また、内閣府の「治安に対する世論調査」でも、半数以上の人が、現在の日本を「安全で安心して暮らせる国だとは思わない」と答えております。

◎こういった国民の根強い不安感を解消し、より安定した「安全で安心な社会・犯罪の起きにくい社会」を実現することが、これからの最大の課題でございまして。

◎以下、「犯罪の起きにくい社会・犯罪に強い社会」を構築するための方向性について、大きく2点、申し上げたいと思っております。

・第1は、「犯罪を抑止するための、社会環境の整備」についてであります。

・第2は、(抑止の努力にも拘わらず、起きてしまった犯罪につきましては、小さな犯罪も見逃ごしにせず、かつ、また、迅速確実に検挙解決し、人々の安心を回復しなければならぬのでありまして) そのための「捜査環境の整備等」についてであります。

※ 因みに、「万引き対策」につきましては、その本質は、第1の犯罪抑止対策でありますとともに、(万引きは、たとえ膨大な量であっても、見過ごしにしないで、1件1件適切に対処しようということでもありますので、その意味では、) 第2の対策にも絡んでくるものであろうと思っております。

(1) 犯罪抑止対策

◎それでは、まず、最初に、「犯罪を抑止するための、社会環境の整備」について、申し上げたいと思っております。犯罪の種類にもよりますが、ひとたび犯罪が起きてしましますと、たとえ早期に検挙解決できたとしても、被害者の心の傷はもちろんのこと、完全な被害

回復はきわめて難しい訳でありますから、そういった意味でも、犯罪抑止は、きわめて重要な施策でございます。

また、犯罪の起きにくい社会環境の整備には、官民を問わず、相当の手間やコストが掛かるものでありますけれども、抑止が実現できさえすれば、最終的な社会コストは、(犯罪捜査をはじめ刑事司法手続きに掛かる膨大な経費や、被害者救済に要する経費と比べますと、)遙かに少なく済むはずでありますし、そして、何よりも、不幸な被害者と不幸な犯罪者を出さなくても済むことになるのであります。不幸を味わうのは、被害者だけではなく、多くの場合、犯罪に手を染めてしまった者もまた不幸であります。

◎ということからいたしますと、今後の施策の方向性は、(そう単純な話ではありませんけれども、)犯罪の“行為者”に焦点を合わせた抑止対策であるべきではないかと考えております。(万引きにつきましても、万引きに手を染めた、あるいは染めかねない人達に焦点を合わせた対策が重要であるということでございます。)

従来の抑止対策は、主として、犯罪行為に着目した上で、その時間や場所や形態に即して、対策が講じられることが多かったのでありますけれども、それに加えて、犯罪に陥る人達、あるいは犯罪に陥りかねない人達に焦点を当てて、彼らが、万引きに或いはその他の犯罪に、手を染めないための抑止策あるいは支援策を講じることが、大変重要であると考えてるのであります。

◎社会の中には、外的な環境要因に恵まれないが故に、犯罪に(万引きに)手を染める危険に晒されている人達(その中には、少年や高齢者が多く含まれているのであります。) そういった入達が少なからず存在しております。私は、そういった人々を「犯罪脆弱者」と呼んでいるのでありますけれども、年間170万件の刑法犯のほとんど(9割前後)は、犯罪組織の間人あるいはプロの犯罪者ではございませんで、こういった「犯罪脆弱者」、いわば普通の人達による犯罪であります。彼らが、犯罪者になることを阻止するためには、まさに、社会を挙げた取組みあるいは支援が必要だと考えるのであります。

しばしば、「犯罪を抑止するためには、規範意識の向上を図らなければならない」といわれるのでありますけれども、たとえば、「万引きは犯罪です。ダメ絶対ダメ」といった直截な広報啓発が、規範意識の向上に資するものであることは勿論でありますけれども、犯罪脆弱者に対する取組みもまた、規範意識の向上に繋がっていくものであるはずであります。

◎因みに、「犯罪脆弱者」の具体例といたしましては、「社会の中で居場所を見付けられない少年」でありますとか、「社会から孤立した状況にある高齢者」、そして「身を寄せる所もなく、職にも就けない満期出所者」、さらには「日本語が不自由で、地域社会に馴染めない来日外国人とその子弟」などが挙げられると思えます。

◎右干詳しく申しますと、まず、少年につきましては、少年のいわゆる犯罪率は成人のそれよりも遙かに高い状態で推移しております。また、高齢者につきましては、刑法犯の検挙人員に占める高齢者の割合が、この10年余り一貫して右肩上がり増えておりまして、平成10年には4.8%だったのが、昨年は14.4%に達しております。特に

万引きでは26.6%であります。(この比率の上昇は、高齢者が全人口に占める比率の上昇を大きく上回っているのであります。) また、再犯者につきましては、検挙人員の中で約3割を占める再犯者が、検挙された犯罪の件数の約6割を犯しているような状況にございます。また、出所者につきましては、満期出所者の方が、仮出獄した者よりも高い比率で再び犯罪に手を染めている状況にございます。いずれも、犯罪に手を染めることに対して、危うい状況にある人達が少なからず存在しているということであります。

◎ところで、警視庁では、昨年の4月から6月にかけて、万引きで検挙した、1,050人の被疑者の意識調査を実施しております。(1,050人の内訳は、少年が428人、高齢者が204人、高齢者を除く成人が418人でございますけれども、)その調査結果の中で、今後の施策の参考とすべき注目点を4点ほどご紹介いたしますと、

- ・まず、なぜ万引きしてしまったのか、その心理的な背景を問われまして、少年の場合に1番多いのは「ゲーム感覚」で27%、次いで「単に欲しかった」が23%ございました。高齢者の場合には、「孤独だったから」と答えた者が1番多く、24%ございました。その他の成人の場合には、答えがバラけているのですけれども、「孤独」が16%、次いで「むしゃくしゃしていた」が13%ございました。
- ・次いで、何があれば万引きを思い止まったかと問われまして、「店員からの声掛けがあれば」と答えた者が実に62%ございました。この点につきましては、少年よりも成人、中でも高齢者の方が比率が高いのですけれども、いずれの年齢層でも60%を超えております。
- ・また、検挙されたときの気持ちを問われまして、「捕まって良かった」と答えた者が一番多く、29%ございました。この点につきましては、少年の場合には30%を超えておりまして、ほかの年齢層よりも高くなっております。
- ・また、今後の自分は思うか問われまして、(捕まっている訳ですから当然といえば当然の答えですけれども、)いずれの年齢層とも、「努力して立ち直りたい」という答えが1番多く、(年齢が若いほど高いのですが、)少年で54%、高齢者で40%、それ以外の成人で44%ございました。

◎こういった調査結果からも、万引きを思い止まらせるためには、目を合わせて一声を掛ける、人が人に対してキチンと関心を示すといったことが有効であることが分かるのであります。

◎また、“たかが万引き”といった意識を払拭し、たとえ手間が掛かりましても、1件1件、見過ごしにせず、中



満席の会場

身に応じた感銘力のある措置を取ることが、ひいては、被害者の痛みや迷惑にも思いを至らせ、眠っていた規範意識を呼び起こし、立ち直りを促すことに繋がるのであり

ます。こういった取組みは、官民が連携し、社会を挙げた取組みでなければ、進めていくことができないものでございます。

※特に、万引きをしてしまった者に対して、感銘力のある措置を取るためには、全件届け出が不可欠でありますけれども、これまで、被害届けに伴う店舗側の負担が重いことが全件届け出の障害になっておりました。(一方で、被疑者の人権が損なわれるようなことがあってはいけませんから、慎重な捜査・慎重な手続きが求められているのでありまして、そのバランスをどこで取るかという難しい問題でもあった訳でありますけれども)警視庁では、東京地方検察庁や家庭裁判所と協議を重ねまして、手続きの合理化・効率化を実現することができたところでございます。今後の成果が期待されるところでございますけれども、こういった対策の進捗は、万引きの撲滅を求めるマスコミ世論の盛り上がり、大きな後押しをしていただいたように思います。

◎いずれにいたしましても、今後、犯罪をさらに抑止していくためには、犯罪弱者と社会との絆を如何に丹念に紡いでいくか、社会から疎外された存在にしないことが、今後の大きな課題であろうと思われまます。

(2) 捜査環境の整備

◎それでは、次に(万引き対策とは直接関係しない部分が多いかも知れませんが、)「捜査を取り巻く環境の整備」について、申し上げたいと思います。

◎申し上げたい対策は、次の1点でございまして、

(いくら犯罪抑止の努力をいたしましても、犯罪がなくなることはない訳でありますし、また、プロの犯罪に対しましては、これは、捜査環境をしっかりと整えて、徹底的に摘発検挙する以外にないのでありまして、)そういったことからいたしますと、やはり、犯罪を迅速に確実に検挙解決することがきわめて重要であり、そのための捜査環境をキチンと整備しておくことがきわめて重要な訳であります。

具体的に申しますと、犯罪者の行為の跡を確実に追跡することができるような仕組み(トレサビリティー)を整備する必要がありますし、その他、客観的な証拠の収集方法を整備することが重要でございまして、日常生活や社会活動のいろいろな場面で、キチンとした本人確認が行われ、そしてまた、利用した記録等がキチンと保存されていることが、極めて重要であります。

例えば、携帯電話や銀行口座のように、利便性の高い機器あるいはシステムは、犯罪者にとりましても便利な道具でありますから、契約時の確実な本人確認や利用記録の保存の義務付け、正当な目的の認められない譲渡や譲受けの禁止や、といった安全対策を請じておくことが是非とも必要なのであります。そうしておけば、悪用された場合であっても、証拠や痕跡が残されておりますから、あとから追跡ができる訳ですね。

また、そのあたりの対策が徹底できれば、犯行ツールの調達を遮断し、犯罪者の手に武器が渡らないようにすることができるはずでありまして、犯罪の抑止にも資することになるのであります。(防犯カメラの設置なども、犯罪抑止とともに、追跡可能性を確保するといった観点から有用な対策であります。)

◎以上申し上げましたような対策は、これまた、マスコミ世論の盛り上がりがないければ実現できないものばかりでございまして、

振り込め詐欺対策を例にとりまして申し上げますと、誰が使っているか分からない状態の、匿名化した携帯電話と預金口座が、2大犯行ツールになっているものですから、4、5年前から、携帯電話事業者と金融機関を相手に、協力を要請し、協議を重ねてきたのでありますが、正直申しまして、協議は非常に難航いたしました。この種の協議のこういった点が難しいのか、共通の難しさがあるように思います。示唆を含んでいると思いますので、3点ほどご紹介したいと思うのでありますが、

・まず1点目は、犯行ツールの遮断対策といたしまして、「携帯電話の新規契約時における本人確認の徹底のために、配達記録郵便による最終確認をしていただくこと」を要請いたしました。

・2点目は、余剰な携帯電話や銀行口座がヤミ市場に流れることを防ぐために「個人による多数契約を抑制(携帯電話は5回線まで、口座は2口座まで)」とするよう要請いたしました。

・3点目でございまして、追跡可能性(トレサビリティー)の確保方策といたしまして、これが最大の難関でございまして、「携帯電話の通話履歴の保存期間の延長(現行の3ヶ月を6ヶ月に)」を要請いたしました。(もちろん、履歴を実際に捜査目的で入手する際には、裁判官の令状を得て、差し押さえることになる訳ですけれども、)

※ 抜本対策として、犯罪悪用口座の監視システムの開発導入も申し入れております。

◎以上の事項に関する協議は、非常に難航いたしました。その理由は、(コストが掛かるとか、通信の秘密に抵触するとか、自分たちは、真つ当なビジネスをしているだけであつて善意の第三者であり、そんな対策に手間やコストを掛ける義務はない、いや企業には社会的責任があるはずだとか、)いろいろな主張や意見が交錯したのでありますけれども、関係事業者が、協力を踏み切れなかつた本当の理由は、(携帯電話や預金口座は、今や、ほとんど全ての国民が顧客又は利用者といった実態にある訳でございまして、)今申し上げましたような要請事項は、事業者にとりまして、多大なコストが掛かるだけでなく、(その先にいる、犯罪とは何の関わりもない善良な顧客や利用者にとりましても、多少なりとも、余分な手間や不便を強いることになる訳でありますから、)顧客や利用者の反発を恐れていたものであります。これは、ある意味、企業として、事業者として当然のことでありまして、犯罪対策として、善良な顧客や利用者に対して、果たしてギリギリどこまで、負担を求めたり、手間を掛けさせたり、不便を強いることができるのか、ということが、事業者にとりまして、大変悩ましい問題だった訳であります。

◎話がくどくなりますけれども、少し具体的に申し上げますと、配達記録郵便による新規購入契約者の本人確認の徹底につきましても、顧客に余分な手間を掛けさせることになりまして、事業者としては、果たして、1通210円の郵便費用を顧客に転嫁して良いものかどうか、それが顧客に受け入れられるのかどうか、大変悩ましいところだった訳であります。さらに、通話履歴の保存期間の

延長につきましては、これは、流石に、掛かるコストも大きいですし、利用者が、通信の秘密の点で、懸念や不安を抱くのではないかな等々、関係事業者にとりましては、なかなか判断の難しい、悩ましいことが多かったのです。

◎そこで、この膠着状態を、どのようにして打開できたのかと申しますと、(要するに、関係事業者が、顧客の反応・反発を測りかねていた訳でありますから、) 何とか、関係事業者の不安を取り除くことができるような妙案はないかということで、(治安に責任を持つ) 警察庁と法務省が連名で、「振り込め詐欺撲滅アクションプラン」を策定いたしました。これは、(このこと自体前代未聞のことでありましたけれども、) それぞれの大臣から記者発表いたしました。これは、携帯電話事業者や金融機関の、より踏み込んだ決断を後押しし、促すためには、関係事業者の顧客あるいは利用者でありますところの、国民の理解と協力を確保する必要があると考えまして、直接、両省庁の大臣から、広く国民の方々に状況を説明し、対策についての理解を求め、協力を呼び掛けたのであります。これは、非常に大きな反響がございました。

◎しかし、それでもまだ決着が付かなかったものですから、さらに、昨年は、年の初めから、渾身の力を振り絞って、全国で、振り込め詐欺対策を強化したのであります。(振り込め詐欺につきましては、既に4、5年来、あの手この手で取り締まりを強化し、被害防止を呼び掛けてきたにもかかわらず、一向に終息の気配が見えないということで、社会全体に危機感のようなものが生じていたこともございまして、) 報道も連日大きく取り上げていただいたものですから、状況が一変いたしました。そういった世論の盛り上がりの中で、いずれの要請事項につきましても、最終的に決着を見たところでございます。

◎つまり、配達記録郵便による本人確認の徹底につきましては、利用料金の支払いを金融機関口座からの引き落としに限ることで、事実上、妥協が成立いたしましたし、また、通話履歴の保存期間の延長につきましては、(振り返ってみますと、これだけは、難攻不落で、まるで取り付く島がないように思えたものですが、) 圧倒的な世論の盛り上がりの中で、事実上、監督官庁も、業界も、延長に同意いたしました。(ただし、その理由(課金上の必要性)は、振り込め詐欺対策ではありませんでしたけれども。)

◎つまり、圧倒的な世論に抗し切れなかったという見方もできるかもしれませんが、私は、世論は国民の受け止め方を示すものでありますから、その世論が確固たるものになったことを見て、携帯電話事業者も、やっと安心できた、顧客が受け入れてくれるであろうことに、確信が持てたのだと思います。対策が進むというのは、そういうことだと思っております。

ちかん対策としての電車内部における防犯カメラの設置もまた、同様の経緯を経て、先般、埼京線快速の下り先頭車両で、実現を見たところでございます。

◎いずれにいたしましても、「犯罪の起きにくい社会、犯罪に強い社会づくり」は、国民にとりまして、あるいは

社会にとりまして、大なり小なり負担や不便を伴うものであります。そういった負担を受け入れ、不便を我慢してでも、より安全で安心な社会を確保すべきだと考えるかどうかは、最終的には、国民の、そして社会の判断であります。私も警察は、その時々犯罪情勢を分かり易く説明し、国民の負担や不便を伴う対策につきましては、その必要性について、納得性のある説明をする、そういった責任があるものとして考えております。

(3) 万引き対策の意義

◎本日申し上げたいことは、概ね、以上でございますけれども、最後に、万引き対策の意義につきまして、確認少々、申し上げたいと存じます。

万引きは、最も身近で一般的な犯罪であります。手口別の犯罪統計を見ましても、最も大きな犯罪の塊の一つでもございます。しかも、万引きのほとんどは、犯罪組織やプロの仕業ではなく、普通の人達による犯罪であります。この万引き撲滅のために、社会がどのように対処できているかで、「犯罪に強い社会づくり・犯罪の起きにくい社会づくり」の進捗状況が測れるのではないのでしょうか。

◎万引き対策を進めるに当たりましても、幅広い世論の醸成が不可欠でございます。被害店舗による防止対策一つ取りましても、コストが掛かる訳でありますし、多少なりとも顧客・利用者の不便や負担を伴う訳でありますから、その理解と協力が得られなくては、対策は進まないものであります。

さらに、万引きを犯してしまった少年や高齢者に対する対応措置や、その後の立ち直り支援まで考えますと、行政はもちろんのこと、家庭や学校、地域社会やボランティアなど、まさに、社会を挙げた取組みが必要となるのであります。

◎万引き対策は皆様のご努力があつて、今、まさに、社会を挙げた取組みとして(社会運動として)力強く進められております。常に、その中核を担ってこられた「全国万引犯罪防止機構」に対しまして、改めて、心から、敬意と感謝を申し上げたいと存じます。纏まりのないまま、話が長くなってしまいましたけれども、ご静聴有り難うございました。



謝辞 河上理事長

万防機構活動報告

万防機構は警察庁 生活安全局長樋口建史様の記念講演の前に、平成21年度第2回理事会（理事出席17名、委任状4名）と平成21年度臨時総会（会員出席58名、委任状16名、会員外出席26名）を開催しました。

第1号議案「組織規定の制定と運営委員会の新設」及び第2号議案「役員増補」を提案し、総会の承認を得ました。

その後、各委員長から、昨年6月の通常総会後の活動報告がなされました。

<第1部> 平成21年度臨時総会

第1号議案

「組織規定の制定と運営委員会の新設」

万防機構は平成17年6月任意団体として設立、12月に特定非営利活動法人（NPO法人）としての認証を取得、定款に基づいて運営してまいりましたが、活動内容の拡大に伴い、各組織の事務分掌をより明確にすることにより、業務を的確かつ能率的に執行出来る管理体制を確立することが重要と判断し組織規定を制定することといたしました。

合わせて、NPO法人内外からの迅速な意思決定と組織対応の要請に応えるため、新たに各組織の長等を構成員とする「運営委員会」を設置し、電子的な方法を含めた会議により速やかな業務遂行を行うこととします。

添付「特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構組織規定（案）」ご参考

第2号議案

「役員増補」

万防機構は平成21年6月の第4回通常総会時点において、理事22名、監事1名の体制ですが、今回、下記

の方々に新たに理事として参加して頂くことをご提案します。

- ① 社団法人日本フランチャイズチェーン協会
専務理事 木村 知行 殿
- ② 社団法人日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会
事務局長 大津 直也 殿
- ③ 社団法人日本ボランティア・チェーン協会
事務局長 中津 伸一 殿
- ④ 社団法人自動車用品小売業協会（追って、協会で承認予定）
常務理事 滝沢 政明 殿

以上



平成21年度 臨時総会

発行：特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-2-8 Tel. 03-3355-2322 Fax. 03-3355-2344
e-mail info8@manboukikuou.jp URL http://www.manboukikou.jp